

<h1>高知県公報</h1>	発行 高知県 高知市丸ノ内 一丁目2番20号
	発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)

目次	ページ
高知県教育委員会規則	
◎指導を要する教職員の取扱いに関する規則の一部を改正する規則 (4・1 掲示)	1
高知県人事委員会規則	
◎職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則 (3・29掲示)	1
◎期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則 (〃)	2
◎特勤手当等に関する規則の一部を改正する規則 (〃)	2
◎管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 (〃)	2
◎公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 (4・1 掲示)	2
高知県人事委員会告示	
◎給料表別級別職務区分表の一部改正 (3・29掲示)	3

教育委員会規則

指導を要する教職員の取扱いに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年4月1日（掲示済）

高知県教育委員会委員長 小島 一久

高知県教育委員会規則第9号

指導を要する教職員の取扱いに関する規則の一部を改正する規則

指導を要する教職員の取扱いに関する規則（平成20年高知県教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第5条第5項を同条第8項とし、同条第4項の次に次の3項を加える。

5 改善研修の期間中において、指導を要する教職員が、地方公務員法第28条第2項の規定に基づく休職、公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年高知県条例第46号）第14条に規定する病気休暇その他のやむを得ない事由により、長期にわたって当該改善研修を受けることができないと教育長が認めるときは、当該改善研修を中断するものとする。こ

の場合において、教育長が適当であると認めるときは、当該改善研修を再開することができる。

6 前項の規定に基づく改善研修の再開に当たっては、同項の規定による改善研修の中断の原因が精神疾患その他の疾病又はそのおそれがあることに起因するものであったときは、教育長が指定する医師の意見を聴かなければならない。

7 教育長は、第5項の規定により改善研修を中断し、又は再開するとき、書面により申請者及び当該指導を要する教職員に通知しなければならない。

第6条第1項に次のただし書を加える。

ただし、前条第5項の規定により改善研修を中断した場合において、県教育委員会が適当であると認めるときは、当該指導を要する教職員の改善の程度に関する認定を行うことができる。

第6条第2項中「並びに第4条第2項及び第3項」を「及び第4条第2項」に、「第10条第3項第1号」を「第10条第3項第1号及び第11条第6項第1号」に改め、同条第4項に次のただし書を加える。

ただし、第1項ただし書の規定に基づき行った改善の程度の認定が前項第2号に掲げるものである場合において、県教育委員会が適当であると認めるときは、第1号に掲げる決定を行うことができる。

第6条第5項中「第10条第3項第1号」を「第10条第3項第1号及び第11条第6項第1号」に改め、同条に次の1項を加える。

6 第4項ただし書の規定に基づき同項第1号に掲げる決定が行われた教職員について第3条及び第4条の規定を適用する場合は、これらの規定中「県教育委員会」とあるのは、「高知県教育長」とする。

第7条第3項中「第11条第4項」を「第11条第5項」に改める。

第8条第1項中「資料（以下）」を「資料（次条及び第10条第3項において）」に改める。

第10条第1項中「適当と」「適当であると」に改め、同条第4項を削り、同条第5項中「第3項第2号」を「前項第2号」に改め、同項を同条第4項とし、同条に次の3項を加える。

5 県教育委員会は、改善研修の期間中である指導を要する教職員が退職を申し出た場合において、適当であると認めるときは、当該改善研修の打ち切り及び指導を要する教職員の認定の解除の決定を行うことができる。

6 第6条第5項の規定は、前項の規定に基づく決定を行ったときについて準用する。

7 県教育委員会は、第5項の規定に基づく決定を行ったときは、当該教職員について、退職するまでの間、必要があると認める研修を行うものとする。

第11条第1項中「次項」を「以下この条」に、「適当と」を

「適当であると」に改め、同条第2項中「適当と」を「適当であると」に改め、同条第4項及び第5項を削り、同条第3項中「前2項の規定に基づき選考」を「第1項又は第2項の規定に基づき選考及び前項の規定に基づく実務研修」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 教育長は、前2項の規定に基づく選考を行う場合において、必要があると認めるときは、県教育委員会の任命に係る県又は市町村の常時勤務を要する職に係る適性、指導力等に関する資料（第5項において「資料」という。）を得るための研修（以下この条において「実務研修」という。）を行うことができる。この場合においては、前項の規定に基づく選考を行う指導を要する教職員に対しては、当該実務研修の実施に必要な期間中は、改善研修は行わないものとする。

第11条に次の3項を加える。

5 県教育委員会は、第1項の規定に基づく選考を行った教職員について、当該選考の結果（第3項の規定に基づく実務研修を終了した場合にあっては、当該実務研修により得た資料に基づく県教育委員会の任命に係る県又は市町村の常時勤務を要する職に係る適性、指導力等の有無の判定を含めた選考の結果。次項において同じ。）に基づき、第7条第1項各号に掲げる措置をとることを決定するものとする。

6 県教育委員会は、第2項の規定に基づく選考を行った指導を要する教職員について、当該選考の結果を考慮して、改善研修の終了時とみなして次の各号のいずれかの決定を行うものとする。

- (1) 改善の程度の認定及び当該改善の程度の認定に基づく第6条第4項の規定による決定
- (2) 指導を要する教職員の認定の解除及び県教育委員会の任命に係る県又は市町村の常時勤務を要する職への採用又は転任の措置をとることの決定

7 第6条第5項及び第7条第3項の規定は、前項第2号に掲げる決定を行ったときについて準用する。

第12条第2項中「適当と」を「適当であると」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会規則

職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日（掲示済）

高知県人事委員会委員長 山本 俊二郎

高知県人事委員会規則第6号

職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給等に関する規則（昭和31年高知県人事委員会

規則第3号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項の表知事部局の項2種の欄中

「建設検査長
港湾振興監」

を

「港湾振興監
建設検査長」

に改め、「工業技術センター所長」を削り、同項3種の欄中

「地震防災指導監」

を

「危機管理指導監
防災指導監
東京事務所の課長」

に、

「紙産業技術センター所長
海洋深層水研究所長
名古屋事務所長
計量検定所長」

を

「名古屋事務所長
計量検定所長
工業技術センター所長
紙産業技術センター所長
海洋深層水研究所長」

に改める。

別表第1の15の表中「危機管理・防災課」を「消防政策課」に改める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日（揭示済）

高知県人事委員会委員長 山本 俊二郎

高知県人事委員会規則第7号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和38年高知県人事委員会規則第31号）の一部を次のように改正する。

別表第2の1の表知事部局の項中

「東京事務所副所長」

を

「東京事務所副所長
中央東県税事務所長」

に改め、「須崎福祉保健所長」を削る。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日（揭示済）

高知県人事委員会委員長 山本 俊二郎

高知県人事委員会規則第8号

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特地勤務手当等に関する規則（昭和45年高知県人事委員会規則第30号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

安芸郡東洋町野根丙1675-1	室戸警察署野根駐在所	2級
-----------------	------------	----

を

安芸郡東洋町野根丙1675-1	室戸警察署野根駐在所	2級
安芸郡馬路村馬路443	馬路村役場	2級

に、

高岡郡四万十町興津2333-5	窪川警察署興津駐在所	2級
-----------------	------------	----

を

高岡郡四万十町興津2333-5	窪川警察署興津駐在所	2級
幡多郡三原村来栖野346	地域づくり支援課員駐在所	1級

に改める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日（揭示済）

高知県人事委員会委員長 山本 俊二郎

高知県人事委員会規則第9号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和45年高知県人事委員会規則第34号）の一部を次のように改正する。

別表知事部局の本庁の項中「企画監」を「企画監 職員健康推進監 危機管理指導監 防災指導監」に改め、「職員健康推進監 地震防災指導監」を削り、「及び主幹」を「主幹、主査及び主事」に、「主幹、」を「主任、主幹、」に、「庁舎管理及び庁舎整備担当」を「庁舎管理担当」に改め、同表知事部局の出先機関の項中「東京事務所の」を「東京事務所の課長及び」に改め、同表教育委員会の事務局の本庁の項中「主幹及び主任指導主事」を「主任、主幹、主査、主事、主任指導主事及び指導主事」に改め、同表教育委員会の事務局の事務所の項中「企画監」を削り、同表教育委員会の教育機関の県立学校以外の項中「所長」を「所長 企画監」に改める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年4月1日（揭示済）

高知県人事委員会委員長 山本 俊二郎

高知県人事委員会規則第10号

公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年高知県人事委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

別表第1室戸市市長部局本庁の項中「（人事又は総務情報・秘書を担当する者に限る。）」を削り、「企画財政課長補佐」を「企画財政課長補佐（財政を担当する者に限る。） 市長公室長 市長公室班長」に改め、同表土佐市市長部局本庁の項中「波介川・水資源対策室長 収納統括管理担当参事」を削り、同表宿毛市市長部局本庁の項中「企画課長補佐 総務課長補佐（人事を担当する者に限る。）」を「企画課長補佐（秘書を担当する者に限る。） 総務課長補佐」に改め、同表土佐清水市教育委員会中央公民館の項を削り、同表日高村の項中

村長部局	本庁	会計管理者 課長
------	----	----------

を
「

議会事務局		局長
村長部局	本庁	会計管理者 課長

」

に改める。
別表第2 高知中央広域市町村圏事務組合の項を削る。
別表第3 高知県後期高齢者医療広域連合の項中「事務局次長」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人 事 委 員 会 告 示

高知県人事委員会告示第3号

給料表別級別職務区分表（昭和32年11月高知県人事委員会告示第1号）の一部を次のように改正し、平成25年4月1日から施行する。

平成25年3月29日（掲示済）

高知県人事委員会委員長 山本 俊二郎

別表第1の4級の議会事務局の項中「政務調査員」を削り、同表の6級の知事部局の項中
「地震防災指導監
地域支援企画員（2等級）
企画監
副参事

を
「企画監
副参事
危機管理指導監
防災指導監
地域支援企画員（2等級）」
に改め、同表の7級の知事部局の項中
「土木技術監」

を
「土木技術監
港湾振興監」
に改め、「中央東県税事務所長」を削り、
「中央西福祉保健所長」

を
「中央西福祉保健所長
須崎福祉保健所長」
に改め、同表の8級の知事部局の項中
「港湾振興監

参事
を
「参事
中央東県税事務所長」
に改め、「須崎福祉保健所長」を削る。
別表第6の5級の項を削る。
別表第7の3級の項中
「班長」
を
「班長
チーフ」
に改める。
別表第8の3級の項中
「主幹」
を
「主幹
専門員」
に改める。